

公益信託 八千代市民文化福祉基金（ジロー基金） 2026年度 募集要項

1. 公益信託八千代市民文化福祉基金（ジロー基金※）とは

この公益信託は、八千代市民文化福祉基金（ジロー基金）推進協議会を委託者として、八千代市民のチャリティ活動及び善意の寄付により八千代市における青少年の教育および福祉の向上、市民文化の向上の発展の一助になることを願って昭和 61 年 12 月に設定されました。

2. 助成対象

下記に該当する活動を行う団体に、選考の上助成を行います。

- (1) 八千代市内の子どもたちを対象とした福祉、教育団体などによる教育器材の購入や事業の実施。
- (2) 八千代市の市民団体やグループによる文化的な催しの実行。

(注) 過去 3 年以内に助成をうけた団体は申込できません。

3. 助成件数及び金額

採用予定 5 件以内 助成総額 40 万円以内

※1 団体あたりの助成金額の目安は 8 万円としますが、応募件数ならびに各団体の事業内容を運営委員会で審議のうえ決定します。

4. 募集期間

2026年9月1日(火)～2026年11月10日(火) (消印有効)

5. 応募方法

当基金所定の「助成金給付申請書」に必要事項を記入して、受託者 三井住友信託銀行下記申請書受付窓口にご郵送ください。

なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6. 選考方法及び通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において書類審査により選考決定のうえ、2026年12月中旬以降にその結果を書面にてお知らせします。

7. その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 助成金の使用について報告を頂くことになっています。
- (3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、給付した助成金は返還して頂きます。

*ジロー基金は、フランスの世界的なシャンソン歌手、イベット・ジローさんのチャリティコンサートの収益金を原資として設立されたことにちなんで命名されました。

8. 本件に関する問い合わせ先、申請書受付窓口

〒105-8574 東京都港区芝 3-3-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
八千代市民文化福祉基金（ジロー基金） 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付：平日 9 時～17 時)

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

受付日		受付 番号	
-----	--	----------	--

公益信託八千代市民文化福祉基金（ジロー基金）

助 成 金 給 付 申 請 書

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

貴基金の助成金の給付を願いたく申請いたします。

この申請書類に記載する事項は、助成金等の支給対象団体の選考等、貴公益信託の運営に必要な範囲内で、貴公益信託の受託者・委託者・運営委員・信託管理人が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、団体名、対象事業等の情報が、主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについて、同意のうえ応募します。

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

団 体	名 称	
	所在地	〒
代 表 者	氏 名	(年 月 日生)
	自 宅 住 所	〒 TEL ()
助成決定通知等は代表者宛にご連絡先します。団体所在地宛にする場合右欄に○を付けて下さい。		

団体の概要	(団体の活動目的・会員数等)
団体の活動概要	(事業報告書・収支決算書など、団体の収支がわかる資料があれば添付してください)
活動のテーマ	(助成活動の内容を簡潔に)
助成金の使途	(具体的に) ※助成対象事業の費用総額もご記入ください。 * 過去実施したパンフレット・チラシ等があれば、添付してください。
当基金からの過去の助成の有無	(ある場合、年度及び金額)

→ 次頁以降にもご記入ください。

《銀行使用欄》

精 査 印		登 録 印	
-------------	--	-------------	--

芝 57 号

* 推薦者がいる場合

前記団体は、助成金給付の対象として適当と認められますので推薦いたします。

推薦者氏名

推薦者住所 〒

推薦者連絡先Tel

助成金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください	支店名	☑をつけてください							
		☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協		☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ 営業所							
預金種別	普通預金 ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。	口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> </tr> </table>								
お受取人	【ご留意事項】 法人名義の場合、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要な場合があります。	フリガナ									
		口座名義									

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

1. 私は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③奨学金・助成金を受け取ることに關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社・貴公益信託の信用を毀損し、または貴社・貴公益信託の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私は、暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、奨学金・助成金を継続して受け取ることが不適切である場合には、奨学金・助成金の交付が否認又は停止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した奨学金・助成金の全額を直ちに返還いたします。なお、これに伴い費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず貴社・貴公益信託に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとします。

受託者 使用欄	受付日	受付印	運営担当	チーム長	管理表	備 考
						芝 057